

13 環境省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管関係府庁
1330160	標準軽油基準の緩和及びバイオディーゼルの混合使用のルール化	-	-	C	-	当該事項については経済産業省所管制度に関する質問であり、経済産業省から回答済みである	この提案において、例えば大気汚染防止法など費省所管制度に関する規制は特になしと解してよいか。	-	E	-	当省所管制度に関する規制は特にはない。	-	-	-	-	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1034010	北海道は石油依存エネルギーの消費が多いことから代替エネルギーを活用した地球温暖化対策が必要となり、廃食用油などの再生資源やエネルギー用として栽培する作物を原料に燃料や熱となるエネルギー源を製造・使用することによって、CO2の削減、焼却場の有効活用、効率的な利用を促進し、石油依存エネルギーの消費を減らし、代替エネルギーの普及促進及び循環型関連産業の育成につながる。	提案理由: 当社は平成15年1月から廃食用油からバイオディーゼルの製造を始め、現在日産1千トンを製造し、4月～11月の期間に自社の廃棄物収集車約25台に100%代替燃料として利用している。これにより自社の軽油燃料は2割削減を達成している。 これまで北海道工業試験場や自動車メーカーと燃料凍結防止の研究開発を行っているが、寒冷地での普及には莫大なコストと労力が掛かり、北海道では通年使用ができない状況である。 しかし、欧米では軽油にバイオディーゼルの混ざり、気温が低い冬季の利用も可能としている。 そこで、本特例措置により、北海道におけるバイオディーゼルの通年利用が可能となれば、代替燃料の普及促進を図ることができる。	北清企業株式会社	経済産業省 環境省
1330170	固定公園内の市域収集草木類搬入を認める特区	自然公園法第13条第3項第7号、自然公園法施行規則第20項	国立・固定公園内の特別地域においては、物の集積について環境大臣又は都道府県知事の許可がなければ行わなければならないこととなっている。審査基準として、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物は集積できないこととなっている。	C	-	「固定公園に廃棄物を搬入することは禁止していないが、事業目的、固定公園の特別地域において、屋外で廃棄物の集積、貯蔵をすることができない、これは、廃棄物の集積が当該地の風致景観に支障を及ぼすおそれがあること、また、廃棄物の貯蔵により当該土地の性状や周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから規制を定めることである。 草木類であっても、大量に集積されると当該地の風致景観に支障を及ぼすおそれがあり、また、外来植物の種子や枝等が含まれていればその貯蔵により、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがあるため、認めることはできない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	-	D	-	当該集積予定地において、風致景観や周辺環境への事実上の影響を考慮した上で、提案にある方法での草木類の集積を特例で認めるか否かは、本固定公園内での許可を行っている大阪府と調整されたい(自然公園法施行規則11条第32項参照)。	本提案の趣旨は、自然公園法の許認可事務を行っている大阪府との調整により実現が可能であると解してよいか。	-	-	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1062010	市場から排出される草木類(地区清掃のみ年間約200トン、平成16年度実績)または生ごみ収集時に排出される家庭からの剪定枝や草木が40t程度ある。これらの草木類を焼却処分せずに、固定公園内に閉じ込め、乾燥させ自然土壌に戻すことにより、CO2の削減、焼却場のCO2の延滞、焼却処分費の削減をめざす。また搬入予定地が、荒地であったため、土壌の改善やエアロランド現象を抑制する事業を行う。 なお、搬入にあたっては、市民らから排出されるごみは袋詰めのため、自然に還らない袋等については取り除く措置を行う。そのための軽作業及び土壌改良に伴う軽作業については、現場で行う。	提案理由: 搬入予定地は、新焼却場建設予定地の市所有地であり、固定公園内に属する。現在家庭以外から排出される剪定枝等はチップ化し大阪府の許可を取り一時保存し、堆肥化を行う予定である。廃棄物処理法(一般廃棄物)に該当し、固定公園に廃棄物を搬入することは禁止されていること、現状では焼却処分しきれない状況である。草木を土壌に戻すことにより年間多額の費用を要していた処分費の削減に加え、ごみの焼却の減量にもつながる。現在搬入予定地は、当該建設の事業化が遅れていることから、また以前土砂採取場という荒廃地でもあるため、ストックの有効活用を図り、新たに開発を行わないものである。	交野市	環境省	
1330180	温泉付随天然ガスの自家使用に対する法律適用の緩和	温泉法第3条、第31条	温泉法第3条において、温泉をゆわ出させる目的で土地を掘削しようとする者は、都道府県知事の許可が必要となる。 法第31条において、都道府県知事は、温泉を保護しその利用の適正を図ることを目的として「温泉をゆわ出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所等」を調査することができる。	E	-	温泉法は、温泉をゆわ出させる目的で土地を掘削しようとする場合などに適用される法律であり、鉱物である可燃性天然ガスを掘削することを対象とした法律ではない。 したがって、鉱業法等に基づき取扱いに当たっては、所管の経済産業省に照会されたい。 また、温泉法第31条の「立入検査」規定は、温泉の適正な利用のほか、温泉源の保護を目的とした規定であり、温泉掘削時の事故防止を目的としたものではない。	-	-	-	-	-	-	-	-	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1012010	宮崎市周辺の宮崎平野、日南市周辺及び串間市周辺では地下に温水が溜まっている。これを汲み上げて温泉としての利用が進んでいる。この温水には天然ガスが溶存しており、汲み上げの途中で分離する。主成分はメタンで、少量であるが貴重な資源で、コージェネレーション利用(電熱供給利用)が可能である。ホテルや温泉施設での使用電力の一部を賈い、排熱は排気の昇熱の利用できる。このような利用を進めるには、経済的制約となっている法律適用の緩和が必要である。これにより多くの施設での有効利用と地球環境の保全に貢献できる。(別様1参照)	提案理由: 宮崎市の海岸に近い平野部では、シーガイアを始め、青島地区でも数社の大手ホテルがある。これらの温泉施設では天然ガスをそのまま大気中へ放出しているケースが多い。当NPO法人はこれまで温泉施設にガスのコージェネ利用に関する提案を行ってきたが、鉱区権の設定や、施設の改修、保安要員の確保等に要する費用のため実現していない。一方、輸入天然ガスは家庭用で多用されているが、温泉施設での同ガス利用に対して鉱山保安法が適用される矛盾は大きい。貴重な地下資源の有効利用と環境保全の見地から見直しが必要である。 代替措置: 温泉施設でのガス利用設備には家庭用設備に関する保安規則の適用で十分である。また、掘削時の事故防止には、温泉法の立入検査(第31条)等の適用が妥当である。(別様2参照)	NPO法人宮崎環境エネルギー開発センター	経済産業省 環境省	
1330190	わなによるイシシの捕獲期間の延長	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第5項、第11条第2項及び同法施行規則第9条	狩猟期間については、狩猟鳥獣の保護を図る必要があることから、国が11月15日から2月15日に限定している。	D	-	狩猟期間については、法律で期間を定め(10月15日～4月15日(法第2条第5項))、さらに、全国的な観点から鳥獣全般の保護を図り、生態系に対する影響を回避するため、国が制限しているところであり(11月15日～2月15日(法第11条第2項、施行規則第9条))、特区地域内において、イシシだけの狩猟期間を延長することは困難である。 しかしながら、地域において、著しく増加又は減少している鳥獣については、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画を策定できることとしている(法第9条)。同計画に基づいて、個体数を管理する場においては、10月15日～4月15日の範囲内で、都道府県知事の判断で上記狩猟期間の延長ができることとなっているため(法第14条第1項)、県と調整を図られたい。	本提案の趣旨は、特定鳥獣保護管理計画の策定に係る県との調整により実現が可能であると解してよいか。	-	D	-	よい。	-	-	-	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1110010	イシシの捕獲期間を延長することにより、本市の特産物である茶、みかん、タケノコ等の農作物に被害を及ぼすイシシを捕獲し、被害の軽減を図る。 具体的には、捕獲期間「11月15日～2月15日」を「10月15日～4月15日」と期間延長し、わな設置により農作物の被害軽減を図る。	提案理由: 藤枝市の中山間地は、茶、みかん、タケノコの生産地となっているが、近年、イシシの増加により、農作物の被害が拡大している。特に環境省で定める捕獲期間の開始時期11月15日以後はみかん、また、終了時期の2月15日以後はタケノコの根が荒らされるなど被害が多発し農家の生産意欲を減退させ耕作放棄地の拡大につながっている。そこで、捕獲期間を延長することにより、イシシによる被害を軽減しようとするものである。 代替措置: 農業者、ハイカーの安全を確保するため、期間延長の周知徹底を図る。	藤枝市	環境省	
1330200	狩猟対象鳥獣の拡大	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項及び同法施行規則第3条	狩猟鳥獣については、その肉等を利用する目的、農林水産業等に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲の対象となる鳥獣であって、その捕獲等がその生態の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものを国が定めている。	D	-	狩猟鳥獣は、全国的・国際的な保護の観点から国で統一的に定めているものであり、ニホンザルについては、全国的には、その数は十分と言えず、狩猟鳥獣に指定することにより、絶滅に追い込まれる可能性もあつたことから、狩猟鳥獣に指定することは困難である。 なお、被害を発生させている個体については、許可により捕獲が可能であり(法第9条第1項)、また、地域において著しく増加又は減少している場合には、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数の管理のための捕獲も可能である(法第7条)。特定鳥獣保護管理計画の策定、都道府県知事が定めている捕獲許可要件の見直し、若しくは申請書の処理の迅速化等については、県と調整されたい。	本提案の趣旨は、特定鳥獣保護管理計画の策定、県知事が定めている捕獲許可要件の見直し、申請書の処理の迅速化等については、県との調整により実現が可能であると解してよいか。	-	D	-	前回答のとおり、ニホンザルについては、全国的には、その数は十分と言えず、狩猟鳥獣に指定することにより、絶滅に追い込まれる可能性もあつたことから、狩猟鳥獣に指定することは困難である。 なお、特定鳥獣保護管理計画の策定及び都道府県知事が定めている捕獲許可要件の見直し、若しくは申請書の処理の迅速化等については、県との調整により可能であると解している。	-	-	-	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1110020	近年、藤枝市内において出没するニホンザルを捕獲するため、ニホンザルを狩猟鳥獣の対象とし、農作物、人的被害を防ぐ、また、捕獲できるようにしたい。	提案理由: 近年、藤枝市ではイシシとともにニホンザルによる農作物被害が増えている。現在、狩猟鳥獣の対象となっていないため、法第9条第1項に基づき許可制となり、速やかな捕獲が困難である。そこで、現在のところの被害はないが、人的被害を未然に防ぐためにもニホンザルを狩猟鳥獣とし、狩猟期間においては、速やかに捕獲できるようにしたい。 代替措置: 農業者、一般市民の安全を確保するため、捕獲する際には、十分な周知を図る。	藤枝市	環境省	